平成２９年（フ）第１０３５号
京都府長岡京市長岡１丁目28番６号
債務者　田中　二郎
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３０１号
函館市高盛町29番19号
債務者　田中　良司
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４３号
山形市東原町３丁目11番12号　シティハウス水井　301号、前住所横浜市戸塚区原宿５丁目23番12―205号
債務者　池上　康祐
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４９号
山形市江俣２丁目３番31号、前住所秋田県横手市八幡字石町259番地２　レオパレスエスポワール八幡201号室
債務者　斎藤　裕太
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
山形市江南４丁目４番27号　レオパレスグラン68　105号
債務者　粕谷　俊介
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６２号
山形県天童市大字山口867番地12、前住所山形市円応寺町４番16号　コーポテラスエンノージ　202号
債務者　嶋貫　夏海
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３号
山形市南栄町３丁目10番13―302号　ＳＵＮ　ＶＩＥＷ
債務者　髙橋　　恵
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６７号
山形市南館３丁目４番８号　渡辺ハイツ201号
債務者　荒井　裕二
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７０号
山形市花楯１丁目16番24号　エーマーブル花楯　101号
債務者　吉田　友美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７３号
山形市南栄町２丁目13番３号　アーバンコアⅡ　225号
債務者　伊藤　一枝
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
秋田県横手市平和町８番７号　鎌田アパート201
債務者　髙**楯**　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８９号
山形県長井市今泉555番地２　スマイル今泉Ｂ107号
債務者　齋藤　克哉
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５６０号
埼玉県川越市大字笠幡34番地20
債務者　福井ミラ　セヴァこと　ＦＵＫＵＩ　ＭＩＬＡ　ＳＥＶＡ
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１３号
埼玉県所沢市大字下富1159番地の21　祐川方
債務者　平塚　雄一
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１４号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目20番地の14　ネオコーポＡ―101
債務者　櫻田　裕明
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６２９号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目10番地の13　ホワイトビュー富士203
債務者　佐々木康弘
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部